

2026年度 学校いじめ防止基本方針



学校法人 湯梨浜学園

湯梨浜学園中学校・高等学校

1 はじめに

いじめが全国的に大きな社会問題となる中、平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)が制定され、同年 9 月 28 日に施行された。鳥取県においても、平成 25 年に「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

本基本方針は、国や県の基本方針に基づき、湯梨浜学園中学校・高等学校(以下「本校」)における、いじめの防止および早期発見・早期対応のために、本校全ての教職員が一丸となって組織的に取り組むことをねらいとする。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込みいじめの問題の解決を一層推進し、決して許さない環境づくりを図るものとする。

2 いじめの防止等のための対策の基本方針

(1) いじめの定義

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略）

[法第 2 条第 1 項]

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられたとする生徒の気持ちを重視する。ただし、いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものおよび、直接的でないが心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

(2) いじめに対する基本的な認識

(ア) いじめの理解

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。加えて、いじめ

には、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」を含めたいじめの四層構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめの防止に向けて、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」をつくらないことをめざし、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成することが必要である。

(イ) いじめの未然防止への取り組み

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題を克服していくためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点は何よりも重要である。生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

学校の教育活動全体をとおして、自他のよさや存在を認め、お互いの人格を尊重し合える態度や社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことができるよう、人権教育の充実を図り、人権感覚を健全に育む取組を推進する。また、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道德心を醸成する。

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

(ウ) いじめの早期発見

学校がいじめを発見・認知した場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒や周囲の生徒に対して事情を確認し、適切に指導するなど、組織的に対応することが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携する。

教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処について、教職員向けのガイドラインや校内研修等をとおして、理解を深めておくことが必要である。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておく。

(エ) 積極的ないじめの認知への考え方

いじめの早期発見は、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化にも気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人が発見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、生徒が発するサインを見逃さず、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談窓口の周知等により、生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。また、保護者が子どもの小さな変化を見逃さないよう家庭におけるコミュニケーションを図る取組の啓発や地域との連携を進める。

(オ)生徒のいじめ問題への理解

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、生徒のいじめに対する理解を深めることが大切である。

(力)保護者・家庭における認識

保護者は、子どもへの教育の第一義的責任を有する。その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、生徒に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努める。

また、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとする。

(キ)学校関係者と地域、家族との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すために、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えば、PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりするなど、いじめの問題について、家庭、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が連携・協働できる体制を構築する。

(ク)大人が子どもに与える影響

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、また異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪い影響を与えることを考え、大人の「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠である。

3 いじめ防止および対応のための方針と組織

(1)学校いじめ防止基本方針の策定

「学校いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止のための計画等を作成し、いじめの防止に向けた取組の一層の充実を図る。その際は、「国方針」及び「国ガイドライン」、「県方針」及び「県ガイドブック」、また当該学校の設置者の定めるいじめの防止等のための基本方針を参酌する。

なお、策定・見直しを行うにあたっては、保護者、関係機関等の意見を聞きながら行うよう努める。

(2)いじめ対策委員会設置等

本校では、いじめ防止および対応のための組織(以下、本組織)を設置する。本組織主体のもと、全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題

に関する校内研修を行う。また、いじめが起こった際には、校長のリーダーシップの下、本組織で緊密な情報交換を行い、迅速に適切な対応をする。

(ア)いじめ防止等の組織

いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。「いじめ対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

(イ)構成員

校長、教頭、主幹教諭、生活指導部主任・ 中学・ 高校部主任・ スクールカウンセラー・ 担任・ 副担任・ 人権主任・ 教務主任・ 養護教諭・ 関係教職員その他校長が必要と認める者とする。

(ウ)開催

「いじめ対策委員会」は必要に応じて開催する。

(エ)活動

「湯梨浜学園中学校・ 高等学校 学校いじめ防止基本方針」を策定・ 管理・ 検証(PDCA サイクルの実行)する。

いじめの未然防止・ 早期発見のための環境づくりや相談・ 通報の窓口となる。

いじめ防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関わる情報を収集と記録、共有を行う。

アンケート調査・ 聴き取り取り調査などにより事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

いじめの被害生徒に対する支援・ 加害生徒に対する指導の体制・ 対応方針の決定と家庭との連携といった対応を組織的に実施する。

4 いじめの未然防止・ 早期発見等に対する取組

(1)いじめ未然防止のための取組

(ア)魅力ある学校づくり

友人や教職員との信頼できる関係の中で、生徒が安心・ 安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、学校は、生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりを行う。

(イ)管理職のリーダーシップ

管理職は、リーダーシップを発揮し、いじめに関する教職員の意識向上、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

(ウ)教職員の対応と意識向上

教職員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って生徒の指導に当たるとともに、学校は、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させる。また、学校は、いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施する。

教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

(エ)配慮が必要な生徒への日頃からの対応

被災生徒など、心身に受けた多大な影響や慣れない環境への不安がある生徒や、その他の配慮が必要な児童生徒について、教職員がその状況を十分に理解し、細心の注意を払って対応する。

(オ)道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育および体験活動の充実を図り、生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的態度を養う。

生徒が主体的に活動できるように、ボランティア活動や勤労体験の機会を設け、豊かな人間性や勤労観・職業観を育むよう努める。

(カ)自ら考え、行動する力の育成

ホームルーム活動や生徒会等の活動において、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や命の大切さを呼びかける活動などの生徒の主体的な取り組みを推進する。

教職員は、全ての生徒が、主体的な活動の意義を理解し、自主的・積極的に活動に参加できるよう指導・支援する。また、生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策委員会等への相談・通報をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

(キ)インターネット上のいじめの防止

学校は、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

(ク)心理検査等の諸検査の活用

学校は、心理検査等の諸検査を活用し、学級集団の理解や見生徒個々の理解を深めるように努める。

(ケ)家庭における取組

保護者は、生徒のささいな変化に気づき、いじめに関する心配等がある場合には、家庭だ

けでは悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるように努める。

保護者は、国、地方公共団体、鳥取県教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するように努める。

(2)いじめの早期発見のための取組

(ア)アンケート調査、個人面談の実施

日常的に生徒に声かけをするなど、生徒との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努める。休み時間など、学校生活の様々な場面を通じて生徒の様子把握に努める。生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つことはもちろんのこと、定期的なアンケート調査や計画的な教育相談の実施、また気になる様子が見られる生徒がいた場合の面談等、生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整備することでいじめの早期発見に努める。

なお、アンケート調査については、いじめ発見を目的とした記名アンケート調査、生徒の心情の変化や学級の状況を継続的につかみ対策を講ずるための無記名アンケートなど、生徒の実態を考慮し、意図的・計画的に行う。

(イ)生徒の協力の重要性

いじめの早期発見のためには、聞き取り調査など児童生徒の協力が必要となるため、学校は、生徒に対して、傍観者や観衆とならずに教職員等へ相談するなどいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

(ウ)積極的な情報共有

いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期発見につなげることが目的であるため、学校の管理職は、リーダーシップを発揮して、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを集約する担当を通じて学校いじめ対策委員会に報告・相談する。養護教諭からの情報を活用するなどにより、日頃から教職員間の情報共有を行う。

担任は、学年主任、学年担任団と情報を共有し、保健室およびスクールカウンセラーの利用、関係機関等の相談窓口について周知する。

家庭訪問等を活用して、保護者との緊密な連携を図る。とりわけ、初期対応の重要性を認識し、複数での家庭訪問等を実施する。

5 いじめに対する対処

(ア)いじめの組織的な対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかに学校いじめ対策委員会で協議し、学校の組織的な対応につなげる。

遊び、悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止する。

生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたとする生徒の立場に立って、傾聴する。この際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(イ)いじめの事実確認

生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等事実確認を行い、発見・通報を受けた教職員は、その結果を速やかにいじめ対策委員会に報告する。報告を受けたいじめ対策委員会は、その情報を共有、記録し、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認する。事実確認の結果は、設置者に報告し、緊密な連携を図る。

(ウ)いじめを受けた、いじめを行った生徒やその保護者への対応

いじめを受けた生徒の立場に立って受容的に事実関係を聴取する。家庭訪問等により、速やかにいじめを受けた生徒の保護者に事実関係を伝える。また、危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、被害者生徒のニーズを確認する。複数の教職員で当該生徒を見守り、教職員、家族、親しい友人等、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくり、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部専門家に協力を依頼する。

いじめを行った生徒から、複数の教職員で事実関係を聴取する。いじめの行為は絶対に認めないという毅然とした態度をとりながらも、いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。いじめを行った生徒の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たる。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官など外部専門家に協力を依頼する。

(エ)犯罪行為として扱うべきいじめ

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(オ)いじめに対する措置

校長及び教職員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒に対して、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒のみならず他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。

また、教職員は、いじめを行った生徒に対して、当該生徒の人格の成長を旨として、孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、保護者や専門機関等との連携をとりながら、毅然とした態度で指導・対応を行う。生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

(力)配慮が必要な生徒への支援

教職員は、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、生徒をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応する。その際、学校は、専門家等の意見を参考に、保護者との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。

(キ)いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、十分に聴き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせる。いじめをやめさせることはできなくても誰かに知らせよう指導する。はやしたてなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てる。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進める。必要に応じ、保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求める。

(ク)生徒又は保護者からの申立てへの対応

生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(ケ)いじめの解消

いじめが解消したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行う。

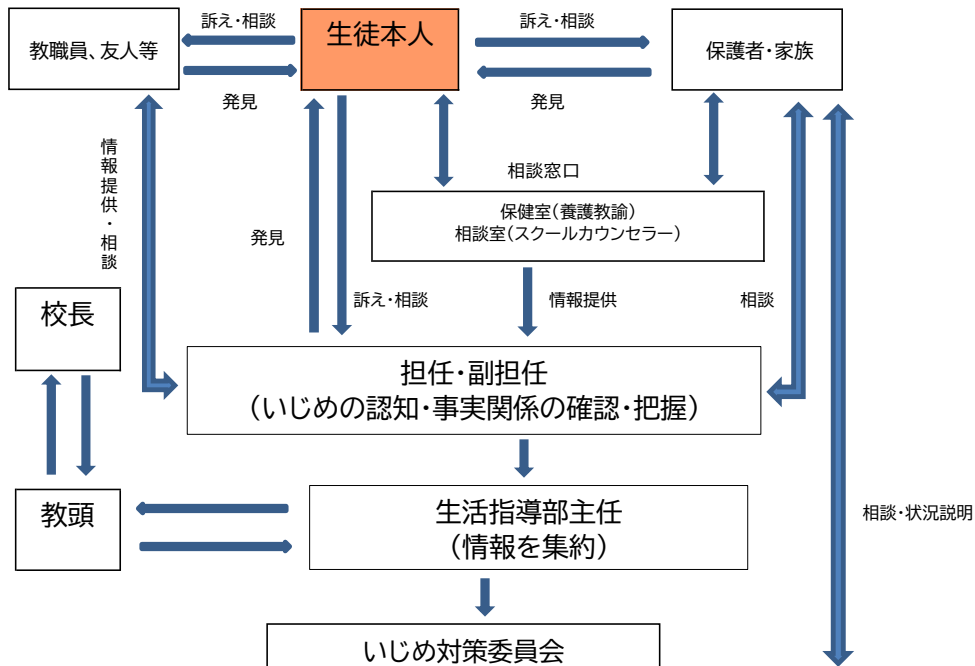
「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とする。

○いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3か月を目安)

○いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する)であり、他の事情も勘案して慎重に判断する。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒および加害生徒を日常的に注意深く見守る必要がある。

いじめが起きた場合の指導体制・組織図



○構成員
(校長・教頭・主幹教諭・生活指導部主任・中学・高校部主任・スクールカウンセラー・担任・副担任・人権主任・教務主任・関係教職員)
○いじめ認知報告・共通理解
○調査方針・分担の決定
(目的・優先順位・担当者・期日等)

○調査・事実関係の把握

○指導方針の決定・指導体制の確立
(指導、支援対象と具体的な手立て)

○いじめ解決に向けた対応・指導・支援

○継続指導・経過観察

☆被害生徒への援助

- ①具体的な対応策を示し、安心させる。
- ②良い点を励まし、自信を持たせる。
- ③本人の辛さや悔しさ、悲しさを受け止める。
- ④適切な人間関係の再構築への援助を行う。

☆関係者への指導・援助

- ①訴え、相談について誠意を持って聞く
- ②具体的な対応策を示し、安心させる。
- ③解決に向けた協力依頼を行う。
- ④加害生徒の保護者にも留意させる。

☆加害生徒への指導

- ①事実関係・背景・理由等を確認する。
- ②不満感・不安感等の訴えを充分聞かせる。
- ③いじめられる者の辛さに気付かせる。

☆関係機関との連携

- ①関係機関への通報・相談
(警察、児童相談所、医療機関、福祉関係、弁護士等)

6 重大事態への対処等

(1)いじめの重大事態の定義

○いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。

例えば、

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・生徒が自殺を企図した場合などのケースが想定される。

○いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。

「相当の期間学校を欠席する」については、年間 30 日を目安とします。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

○生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2)いじめの重大事態の対応

(ア)重大事態への報告

いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合には、速やかに県知事に報告する。必要に応じて、重大事態の対処について支援を依頼する。

(イ)事実関係を明確にするための調査の実施

調査のための組織を設け、学校主体で速やかに調査を行うか、学校の設置者(学校法人湯梨浜学園)の理事長が実施する調査に協力する。

なお、調査にあたっては、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように組織を構成する。

(ウ)事実関係の明確化

いじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に明らかにする。

(エ)適切な支援・指導

調査結果を踏まえ、教職員は、当該生徒やその保護者に適切なケア・指導を行う。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

また、いじめを行った生徒に対しては、保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

(オ)いじめを受けた児童生徒やその保護者に対しての事実関係の説明と個人情報の取扱い

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることが望ましく、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供する。

(カ)事後の再発防止の取組

調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行う。

(キ)報告の流れ

重大事態が発生した際には、事実関係や調査結果について、設置者を通じて知事に報告する。